

◇大ホール 冬季(1月～3月)利用免除使用料

(単位:円)

区 分		使用時間		午 前	午 後	夜 間	全 日	
				(9:00～12:00)	(13:00～17:00)	(18:00～22:00)	(9:00～22:00)	
入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	入場料を 徴収しない場合	平 日	準 備	26,264	46,592	65,184	133,448	
			本 番	1階席	26,240	46,640	65,200	133,520
				全 席	37,520	66,560	93,120	190,640
		土・日 休 日	準 備	39,368	62,384	80,976	171,696	
			本 番	1階席	39,360	62,400	81,040	171,680
				全 席	56,240	89,120	115,680	245,280
	入場料が 3,000円 以下の場合	平 日	準 備	26,264	46,592	65,184	133,448	
			本 番	1階席	28,880	51,200	71,600	146,800
				全 席	41,200	73,200	102,400	209,840
		土・日 休 日	準 備	39,368	62,384	80,976	171,696	
			本 番	1階席	43,360	68,640	89,040	188,800
				全 席	61,840	98,000	127,280	269,760
入場料が 3,001円以上 5,000円 以下の場合	平 日	準 備	26,264	46,592	65,184	133,448		
		本 番	1階席	34,160	60,560	84,720	173,520	
			全 席	48,720	86,480	121,040	247,920	
	土・日 休 日	準 備	39,368	62,384	80,976	171,696		
		本 番	1階席	51,120	81,120	105,360	223,200	
			全 席	73,120	115,920	150,400	318,800	
入場料が 5,001円以上 7,000円 以下の場合	平 日	準 備	26,264	46,592	65,184	133,448		
		本 番	1階席	44,560	79,200	110,800	226,960	
			全 席	63,680	113,200	158,320	324,240	
	土・日 休 日	準 備	39,368	62,384	80,976	171,696		
		本 番	1階席	66,960	106,080	137,760	291,760	
			全 席	95,680	151,600	196,800	416,880	
入場料が 7,001円以上 9,000円 以下の場合	平 日	準 備	26,264	46,592	65,184	133,448		
		本 番	1階席	52,480	93,200	130,320	266,960	
			全 席	74,960	133,040	186,160	381,360	
	土・日 休 日	準 備	39,368	62,384	80,976	171,696		
		本 番	1階席	78,720	124,880	162,000	343,280	
			全 席	112,480	178,400	231,520	490,400	
入場料が 9,001円 以上の場合	平 日	準 備	26,264	46,592	65,184	133,448		
		本 番	1階席	65,600	116,480	163,040	333,760	
			全 席	93,680	166,400	232,800	476,720	
	土・日 休 日	準 備	39,368	62,384	80,976	171,696		
		本 番	1階席	98,480	156,000	202,560	429,200	
			全 席	140,640	222,960	289,440	613,040	
楽 屋	第 1 楽 屋		2,440	3,760	3,760	9,580		
	第 2 楽 屋		2,440	3,760	3,760	9,580		
	第 3 楽 屋		2,440	3,760	3,760	9,580		
	第 4 楽 屋		2,970	4,610	4,610	11,300		
	リ ハ ー サ ル 室		3,860	5,850	5,850	13,600		
	第 1 浴 室		1,810	1,810	1,810	3,640		
第 2 浴 室		1,810	1,810	1,810	3,640			

- (注) 1 「入場料」とは、名称のいかんを問わず、1回の入場の対価として徴収する1人当りの金額をいい、その金額に区分がある場合は、その最高の金額をもって入場料とします。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日です。
- 3 施設を使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行いません。
- 4 あらかじめ承認された使用時間を超過して使用する場合は、超過時間の使用料は、1時間を単位として、使用料の時間割計算による額の120%に相当する額とします。この場合において、1時間に満たない時間は、1時間とします。
- 5 準備・練習又は後片付けのために使用する場合は、使用料は、本番料金(入場料を徴収しない場合の全席使用の本番料金をいう。)の70%に相当する額とします。
- 6 1回の使用に係る使用料の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- 7 冬季利用免除使用料は、使用予定日が冬季(1月～3月)の場合に適用します。ただし空き日利用免除に該当する場合は適用しません。その施設使用料および超過使用料は、条例で定める使用料および超過使用料の80%に相当する額とします。(楽屋を除く)